

第6次綾部市総合計画後期基本計画（案）に対する意見の内容と市の考え方

No.	章	項目	提出意見	意見に対する市の考え方
1	全体		本計画案の遂行に当たって必要な財政的裏付けが示されていないのではないのでしょうか。本計画案の計画期間（5か年）に合わせた財政計画案（普通会計）をセットでまとめるとともに、第7次以降において市総合計画を策定する場合には財政計画案（10か年）をローリングするなど、市民が得心できる計画にはいかがかでしょうか。	総合計画は、まちづくり全体のビジョンや施策の方向性を示す計画です。個別の事業については、社会情勢の変化等も踏まえ柔軟に対応する観点から、毎年度の予算編成を通じて事業推進を図るとともに、決算発表等の機会を通じて財政状況について公表します。
2	全体		過疎化が市民生活に与える社会的、心理的影響は甚大であり、また、様々な行政サービスの低下から若者の綾部離れに拍車をかけるなど、その影響は計り知れません。市勢衰弱の一因になっていると思いますが、市の見解はいかがかでしょうか。	綾部市においては、過疎化が進み、地域活力や社会経済活動の縮小など大きな影響が懸念されています。こうした中、移住・定住施策をはじめ、人口減少の緩和策と、人口減少社会への適応策により持続可能なまちづくりを進めていく必要があると考えています。
3	全体		本計画案において「過疎地域指定」に係る影響緩和の諸施策の方向性をトピック事項としてまとめるべきではないのでしょうか。	綾部市では、本計画を最上位計画としつつ、過疎地域指定を受け、「綾部市過疎地域持続的発展計画」を策定する中で、過疎地域の持続的発展を図るために必要な事業や施策の整理を行っています。
4	全体		綾部市は水害、がけ崩れ等自然災害が多いですが、過去3か年（令和4～6年度）の経常収支比率の推移をみると平均92.6%と高く、毎年度上昇中です。かつ緊急時に切り崩すべき基金の造成額は、財政規模に比べ多くはないため、安穩としておられる状況にはなく、危機感を禁じ得ませんが市の見解はいかがかでしょうか。	近年、全国的に資材価格や人件費が高騰しており、物価の上昇や委託料等が増加しています。また、自治体職員の人件費も増加しており、綾部市に限らず、多くの市町村において経常収支比率は上昇傾向にあります。また、令和6年度末時点の財政調整基金残高は20億円を確保しているものの、今後も物価や人件費の上昇が予測されることから、一層の行財政健全化に取り組み、持続可能な財政運営に努めます。
5	全体		市民に寄り添い共に生きる観点から、民間企業（綾部市在）の平均給与水準に合わせるべく、職員人件費の見直しを行うべきと考えますが見解はいかがかでしょうか。	綾部市職員の人件費は、民間企業の給与水準と均等を図り勧告される国家公務員の給与水準に基づき定めています。今後も適正な人件費水準の確保に努めます。
6	全体		市政の透明化の観点から、臨時的支出に仕分された委託事業について、経常経費に仕分けすべき事業はなかったのでしょうか。	例年、実施していない事業は、臨時的に支出した経費として仕分しています。取りまとめた決算については、京都府に提出し、確認を受けた上で最終の決算として公表しており、問題のある仕分はありません。
7	平和の章	1 人権尊重 社会の実現	「人権が尊重される豊かなまちになっていると思う人」の指標について、前期から6.6%のマイナスとなっています。外国人労働者が今後とも増加し、様々な人権差別が発生する可能性もある中、部落差別をはじめとした差別の現状から、現状の講演・研修等の啓発活動を中心とした諸活動では目標の達	市町村には、法的調査権限は付与されていないと認識しており、同和問題をはじめとする人権侵害を解消していくためには、粘り強く教育や啓発を継続することこそが大切であると考えます。 <u>なお、当該目標指標については、計画案の見直しにより削除します。</u>

			成は不可能です。部落差別等の事案に 適時的確に対処し、市に付与された法 的調査権限を積極的に活用するなど、 方向性を抜本的に見直すべきではな いでしょうか。	
8	自治の章	1 市民活動 の促進と地域 の活性化	自治会は、綾部市では広く普及してい ますが、法令に基づく組織ではなく地 域の任意の親睦会として位置づけら れています。組織率の低下は市民一人 ひとりの生き方に関する意思の表明と 考えられ、市職員の業務軽減及び施 策の伝達、誘導等のために活用すべ き団体ではありませんが、市の見解 はいかがでしょうか。	近年、人口減少等により組織の維持 等が困難になりつつあることから、 地域活性化に向けた支援については、 地域の意向等を勘案しながら連携し 取り組んでいく必要があると考えま す。
9	自治の章	1 市民活動 の促進と地域 の活性化	子育て・仕事の都合或いは個人の思 想信条等の理由から、自治会への非 加入や入脱会の繰返しはなんら問題 はなく、むしろ旧態の慣習から解放 を進める戦後の新生活運動の第二次 運動として評価すべきです。市から の連絡事項や刊行物等の配布は郵送 等へ切り替えるなど、他都市同様の 方向性を示すべきと考えますが見解 はいかがでしょうか。	市からのお知らせは、自治会の加入 ・非加入に関係なく紙媒体の広報紙 「ねっと」などのほか、ホームページ 、FM、LINE など様々な媒体を利用 しています。 広報紙については、誰でも見てい ただけるよう公共施設や商業施設等 にも配架するとともに電子でも配信 しています。 市からの連絡事項等全ての郵送等へ の切り替えは、財政負担を伴うこと から、現時点では従来どおり自治会 のご理解とご協力により、紙媒体の 広報紙等を配布させていただく一方 で、電子媒体への切り替えを含め 研究したいと考えます。
10	自治の章	1 市民活動 の促進と地域 の活性化	地域で主体的に生活しようとする市 民に寄り添った市政を推進する観点 から、また人権尊重の観点からも、 本施策に係る方向性や同目標値の設 定は削除すべきです。	【以下の理由により削除】 地域と連携しながら自治会組織の 維持や活性化に向けた支援を行う必 要があると考えます。しかしながら 、活動支援による自治会組織の活 性化と加入世帯率の変動がリンク するといえないため、 <u>目標指標か ら削除</u> します。
11	環境の章	1 環境保全 と廃棄物対策 の推進	家庭ごみ収集施設の利用実態を把握 していますか。	家庭ごみ収集施設は、地元利用者 (自治会、組等)等のご協力により 設置・管理され適切にご利用いた だいていると理解しています。しか し、ルールを守らず利用するケー スや、近年では高齢化によりごみ 出しが困難になる事例があること などを認識しています。
12	環境の章	1 環境保全 と廃棄物対策 の推進	一般的な家庭ごみ収集施設の所有者 は誰ですか。市が所有者で管理責任 者を別途設置している場合、管理委 任規定において収集場所の利用制限 を設けていますか。	綾部市においては、地元利用者等 のご協力により設置・管理していただ いています。
13	環境の章	1 環境保全 と廃棄物対策 の推進	家庭ごみの収集施設の使用問題から 、綾部市から出ていきたいと考える 市民がいなくとも限りません。本計 画案に	綾部市における家庭ごみの収集は 、地元利用者等のご協力により、綾 部市廃棄物の減量化及び適正処理 等に関する条例第5条の規定に基づ く地域の清潔の

			<p>において市の方針として、地区内のごみ収集施設は誰もが利用できる施設である旨を、宣言していただきたいです。</p>	<p>保持に貢献寄与していただいている取組です。地元利用者等が施設ごとに主体的に管理運営していただいていることから、誰もが利用できる施設である旨を市から宣言することは、考えておりません。</p>
14	計画の章	1 土地利用と市街地の形成	<p>コンパクトシティ構想は大都市の衛星都市等では可能ですが、綾部市のような田園都市では旧村の人口減や廃村等の懸念を生じさせます。旧村の農用地地区の解除等々、その衰退を防ぐ方策や工業団地の造成を止め、多様な産業立地が期待できるよう施策転換の方針を明らかにして、人口増等の市勢の回復・向上を図るべきです。</p>	<p>綾部市では、中心部への機能集約を進めつつ、旧村地域を含めた各地域がそれぞれの特性を活かし、持続的に暮らしやすい地域となるよう取り組んでいます。</p> <p>また、農業や地域産業の振興、空き家の活用、公共交通の確保などを通じ、地域の衰退を防ぐ施策を進めるとともに、産業面では、京都府とも連携し、工業団地造成だけでなく、観光・農業関連など多様な産業が展開できる環境づくりを目指します。</p>
15	計画の章	4 上下水道の運営と整備	<p>綾部市の汚水の衛生処理熱（ブーム）は冷めたと思う人も多いと思うので、あらゆる機会を通じて啓蒙にも一層、努力願っています。</p>	<p>汚水処理の意識の継続的な啓発は重要であると認識しており、今後もあらゆる機会をとらえて理解促進・啓発に努めます。</p>